

解答解説 (追加分)

2024最終・社福国試対策

医学

(1)

次の疾患に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 虚血性心疾患は冠動脈の狭窄・閉塞が原因で発症する。
2. 肺炎の症状は、血痰、喀血、胸痛などである。
3. A型肝炎は慢性化する。
4. 脳血管疾患はわが国死因の第2位である。
5. 心臓が収縮した時の血圧を最低血圧という。

【正答】 1

1. 正しい。心臓は筋肉でできており、心筋に酸素、栄養素を運ぶ血管を冠動脈という。冠動脈の内腔が狭くなり、心筋が一過性に虚血に陥る狭心症と、冠動脈が閉塞し心筋が壊死する心筋梗塞があり、両者を虚血性心疾患という。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P66, 67参照）
2. 誤り。呼吸器疾患では咳、痰がしばしばみられるが、肺炎の症状は微熱や、呼吸促迫、全身倦怠感などであり、高齢者の肺炎では軽度の意識障害や不穏状態がみられることがある。血痰、喀血、胸痛は肺結核の症状である。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P76 参照）
3. 誤り。ウイルス肝炎はA型、B型、C型、E型その他に分類されるがA型、B型、C型が主な肝炎である。A型肝炎は経口感染で発症し、慢性化しない。B型とC型、特にC型肝炎は慢性化率が高く、肝硬変や肝がんに移行しやすい。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P81参照）
4. 誤り。日本人の死因の第1位は1981（昭和56）年以来悪性新生物で、次いで心疾患、肺炎の順である。脳血管疾患は第4位である。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P61参照）
5. 誤り。血圧は心臓が収縮した時と、拡張した時の数値が測定され、それぞれ収縮期血圧、拡張期血圧という。収縮期血圧は最高血圧、拡張期血圧は最低血圧ともいう。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P69参照）



発達障害に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 発達障害とは、身長、体重などの発達の障害をいう。
2. 自閉スペクトラム症は色彩感覚の障害が強い。
3. 注意欠如・多動症は、不注意、多動、衝動性を特徴とする障害である。
4. 限局性学習症は、全般的な知的障害がみられる。
5. 運動症群は、脳の傷害によって起こる運動と姿勢の障害である。

【正答】 3

1. 誤り。発達障害とは、認知・言語・情緒・行動などの発達に問題があり、何らかの援助を受けないと、日常生活を送るうえで支障がある場合をいう。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P152参照）
2. 誤り。自閉スペクトラム症はDSM-5による神経発達症群というカテゴリーに分類され、従来の自閉症やアスペルガー症候群の新概念である。スペクトラムとは、虹色の境界が明確でないこと似て、重症から軽症の人まで連続しているという意味である。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P153、154参照）
3. 正しい。注意欠如・多動症は、不注意の症状が6つ以上、6か月以上持続すること、多動性および衝動性の症状が6つ以上、6か月以上持続することを診断基準とする。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P154参照）
4. 誤り。限局性学習症とは、読み、書き、算数の特異的障害をいう。全般的な知的障害は伴わないが、読む、聞く、話す、書く、計算する能力のうち特定のものの習得と使用に障害を来たす。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P154参照）
5. 誤り。運動症群には、チック症、常同運動症、発達性協調運動症が含まれる。チック症は、限局した筋肉に突発的、反復的におこる不随意運動や発生をいう。脳の傷害によって起こる運動と姿勢の障害は、脳性麻痺の症状である。（『新・社会福祉士養成講座①人体の構造と機能及び疾病 第3版』中央法規出版（2015年）P154、155参照）

(3)

「精神疾患の診断・統計マニュアル」(DSM)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. DSMは世界保健機関(WHO)による精神疾病分類である。
2. 精神障害を内因、外因、心因の三つに分類した。
3. 精神障害の分類をアルファベット表示にし、精神障害はFコードである。
4. アメリカ精神医学会による「精神疾患の診断・統計マニュアル」である。
5. 現在、最も新しいのはDSM-4による「精神疾患の診断・統計」である。

【正答】4

1. 誤り。DSMはアメリカ精神医学会による「精神疾患の診断・統計マニュアル」である。WHOが発表しているのは国際疾病分類(ICD)である。(『新・精神保健福祉士養成講座①精神疾患とその治療 第2版』中央法規出版(2016年)P36参照)
2. 誤り。精神障害の診断は、WHOによるICDとアメリカ精神医学会によるDSMが使用されているが、以前には精神疾患を内因性、外因性、心因性の3つに分類した従来の診断法が使われていた。この方法は、精神医学的見地から診断のばらつきが大きく現在ではほとんど使われなくなっている。(『新・精神保健福祉士養成講座①精神疾患とその治療 第2版』中央法規出版(2016年)P34~P35参照)
3. 誤り。精神障害の分類をアルファベット表示しているのはICDである。ICDはすべての疾患を対象にA~Zのアルファベット表示しており、精神疾患はFコードで表記されている。(『新・精神保健福祉士養成講座①精神疾患とその治療 第2版』中央法規出版(2016年)P37参照)
4. 正しい。ICDはすべての疾患を分類し、DSMは精神疾患のみを対象としている。DSMは1952年にDSM-1をスタートさせ、その後改訂を繰り返し、現在はDSM-5である。(『新・精神保健福祉士養成講座①精神疾患とその治療 第2版』中央法規出版(2016年)P36参照)
5. 誤り。DSM-4は1994年に発表され、2000年に部分改定が行われた。現在最も新しいのは2013年に発行されたDSM-5で、従来の多軸診断の廃止や診断カテゴリーの見直しが行われた。(『新・精神保健福祉士養成講座①精神疾患とその治療 第2版』中央法規出版(2016年)P36~P37参照)

①

学習に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

1. オペラント条件づけにおいては、一般に連続強化の方が部分強化よりも、行動が消去されにくい。
2. 小学生がいたずらをしたとき、ゲームをさせてもらえなくなったら、いたずらをしなくなった。このように、ある行動をした結果、好ましい刺激が除去されて、その行動が減少する場合を「負の罰」という。
3. 幼児がテレビの暴力シーンを見ることによって、暴力的な振る舞いが増えるような学習形式は、洞察学習と呼ばれる。
4. 天井からぶら下がった手の届かないバナナが欲しいチンパンジーが、すぐさま箱を積み重ねてその上にのぼり、手に入れることができるような学習の形式を試行錯誤学習という。
5. 幼児が白ネズミを見たとき、恐怖反応を起こすハンマーの打撃音を繰り返し聞くことによって、白ネズミそのものに対して恐怖反応を起こすような学習の形式はオペラント条件づけが関わっている。

### 【正答】2

1. 適切でない。ある行動をしたときにはいつも強化子が得られることを「連続強化」といい、時々しか得られないことを「部分強化」という。一般に、連続強化の方が部分強化よりも行動は速やかに学習されるが、いったん学習された後に全く強化子が得られなくなった時に生じる行動の減少（消去）は、連続強化より部分強化の方が起こりにくくことが分かっている。（『社会福祉士シリーズ②心理学理論と心理的支援 第3版』弘文堂（2018年）P127参照）
2. 適切。オペラント条件づけ強化子の提示の仕方によって4つに分けられる。正の強化（行動すると欲しいものが提示される）、負の強化（行動すると嫌なものが除去される）、正の罰（行動すると嫌なものが提示される）、負の罰（行動すると欲しいものが除去される）の4つである。（『社会福祉士シリーズ②心理学理論と心理的支援 第3版』弘文堂（2018年）P126参照）
3. 適切でない。このような自ら体験せずに、他者の模倣行動、観察によって成立する学習は、観察学習（モーデリング）という。（『新・社会福祉士養成講座②心理学理論と心理的支援 第3版』中央法規出版（2015年）P71参照）
4. 適切でない。このような「課題状況全体に対する目標と手段関係の洞察」によって、認知的に問題解決する学習を「洞察学習」という。（『新・社会福祉士養成講座②心理学理論と心理的支援 第3版』中央法規出版（2015年）P71参照）
5. 適切でない。白ネズミ（条件刺激）とハンマーの打撃音（無条件刺激）をペアで提示することを繰り返すと、恐怖反応とは無関係であった白ネズミが恐怖反応（条件反応）を引き起こすようになった。このような学習をレスポンデント条件づけ（古典的条件づけ）という。（『社会福祉士シリーズ②心理学理論と心理的支援 第3版』弘文堂（2018年）P124～P125参照）

(2)

個人と集団に関する次の記述のうち、リスクシフトに関する説明として最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 集団の目標を明確にし、計画・方法を提示し、メンバーを動機づけ、作業の実現を促進する働き。
2. 「一緒に食事をしたい人」のような一定の基準によって、選択と排斥（反発）の感情を回答させることで、インフォーマルグループの構造を把握すること。
3. 各個人の意見が、自分が属する集団の大多数と違うとき、自分の意見を変えて多数派の意見に従うこと。
4. 集団で意思決定を行うときに、個人で決定を行うときに比べて、極端な方向に偏ってしまうこと。
5. メンバーが集団に魅力を感じ、積極的に集団にとどまろうとする程度。

【正答】 4

1. 適切でない。目標達成機能（P機能）の説明。三隅二不二は、リーダーシップにおけるPM理論において、リーダーが果たす機能を目標達成（Performance）と集団維持（Maintenance）の二つに分けた。（『新・社会福祉士養成講座②心理学理論と心理的支援 第3版』中央法規出版（2015年）P100～101参照）
2. 適切でない。モレノ（Moreno,J.L.）によって創始された、ソシオメトリーの説明である。彼は、個人的にとかわりを持つ人間関係をソシオメトリック・テストによって測定し、ソシオグラム（個々人の関係を図示したもの）によって、集団のまとまり、人気者、排斥者、孤立者等を視覚的に表した。（『新・社会福祉士養成講座②心理学理論と心理的支援 第3版』中央法規出版（2015年）P98～99参照）
3. 適切でない。これは同調行動という。多数派の意見が形成されると、それに一致させるような心理的圧力が働くと考えられる。（『新・社会福祉士養成講座②心理学理論と心理的支援 第3版』中央法規出版（2015年）P96参照）
4. 適切。集団での意思決定が、個人による意思決定より不適切な結論になることを集団思考という。リスクシフトは集団思考の一種で、その要因として集団の一一致が重視されすぎて、批判的な意見が無視されたり、冒險的でリスク一な意見の方が議論をリードしやすくなることなどが挙げられる。（『MINERVA社会福祉士養成テキストブック21心理学理論と心理的支援 第2版』ミネルヴァ書房（2014年）P59～60参照）
5. 適切でない。これは集団凝集性の説明である。これは集団を1つにまとめようとする働きで、個人間の対人魅力と、ある集団のメンバーであることによる一体感から生じる社会的魅からなる。（『新・社会福祉士養成講座②心理学理論と心理的支援 第3版』中央法規出版（2015年）P97～98参照）

(3) ロジャーズ (Rogers,C.R.) のパーソン・センタード・カウンセリングに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. カウンセラーの態度要件として、共感的理解、無条件の肯定的配慮、役割行動を挙げた。
2. 自暴自棄になり混乱しているクライエントに対しても、自ら問題を解決する力を持っていることを信じて関わる。
3. カウンセラーは、クライエントの感情に巻き込まれないようにするために、自分の感情は抑制する。
4. クライエントの話したことが、社会一般の価値観に反する場合には、受け入れずにそれを指摘する。
5. クライエントの「彼の態度には我慢できません」という発言に対して、「本当に彼はひどい人ですね。私もそう思います」と共感を示す。

【正答】2

1. 適切でない。カウンセラーの3つの態度要件のうちの1つは、役割行動ではなく、自己一致（純粹性、真実性などともいう）である。自己一致とはあるがままの自分と、思い込みの自分が一致していることである。例えばクライエントの話を聴いていて恐れや怒りを感じたら、それを表現するかどうかは別として、その自分の感情も受け入れることである。（国分康孝『カウンセリングの理論』誠信書房（1980年）P85参照）
2. 適切。パーソン・センタード・カウンセリングの人間観は、人間にはよくなる力が内在していると信じて関わることである。（国分康孝『カウンセリングの理論』誠信書房（1980年）P77参照）
3. 適切でない。クライエントの感情に巻き込まれることは大切であるが、カウンセラーは自分の感情は抑制せずに、十分体験し、受容することが必要である。それが「自己一致」の状態である。（選択肢1の解説参照）
4. 適切でない。クライエントが、どのような価値観、考え方、感情を持とうとも、それを尊重する態度が「無条件の肯定的配慮」（選択肢1および解説・参照）である。（平木典子『カウンセリングの話 増補』朝日新聞社（1989年）P149～151参照）
5. 適切でない。ここで共感（的理解）とは、「あたかも相手の気持ちになったかのように」理解することであり、「相手の内側から相手をどちらようとする」ことである。従って、「彼はひどい人ですね」「私もそう思う」というのはカウンセラーの感情であるから、同感・同情ともいるべきものである。共感による言葉がけを、しいて言えば「あなたは彼に相当頭にきていますね」のような反応になる。（平木典子『カウンセリングの話 増補』朝日新聞社（1989年）P139参照）

# 社会学

①

コミュニティと地域に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 鈴木榮太郎は、コミュニティを「社会的存在の共同生活の焦点」と定義し、そこを基盤に「共同の関心の追求のために設立された社会生活の組織体」をアソシエーションとした。
2. トフラー（Toffler,A.）は、通信技術の発達によりコミュニティが地域という空間に限定されない形で展開するコミュニティ解放論を唱えた。
3. 磯村英一は、都市独自の機関として結節機関の存在を指摘し、都市には第三の空間があると主張した。
4. マッキーヴァー（MacIver,R.M.）は、その地域に居住している住民階層の違いに基づいて、都市は中心部から周辺に同心円状に拡大していることを発見した。
5. 大野晃は、65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超える、社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落を限界集落と定義した。

【正答】 5

1. 誤り。問題文のようにコミュニティとアソシエーションを定義したのはアメリカのマッキーヴァー（MacIver,R.M.）である。鈴木榮太郎は、農村社会学者・都市社会学者である。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P125参照）
2. 誤り。問題文は、アメリカの社会学者ウェルマン（Wellman,B.）の説である。トフラー（Toffler,A.）は、1980年『第三の波』で脱工業社会（情報化社会）を論じた。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P64,122参照）
3. 誤り。「結節機関」は鈴木榮太郎の用語である。人々が利用する役所や銀行、デパート、ターミナル駅、企業、病院、学校などの機関や組織体を結節機関と称し、これらは特定地域に集中する傾向があるとした。また、「第三の空間」は磯村の用語で、家庭（第一の空間）にも職場（第二の空間）にも属さないような人間関係によって成り立つ都市の生活空間を第三の空間と名付けた。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P124～125参照）
4. 誤り。マッキーバー（MacIver,R.M.）ではなく、バージェス（Burgess,E.）の同心円地帯理論の説明である。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P127～128参照）
5. 正しい。1985年に大野晃が適した概念である。2010年の時点で、9516の集落が限界集落で、過疎地域の集落全体のおよそ15%を占めている。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P131参照）

(2) クーリー (Cooley,C.H.) , テンニース (Tönnies,F.) , マッキー・バー (MacIver,R.M.) らの集団理論に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. コミュニティは、本質意思に基づいて結合している人々の集団である。
2. 第一次集団は、機能集団に分類される。
3. ゲゼルシャフトとは、騎士団（武士団）などの封建的集団のことである。
4. ゲマインシャフトと第二次集団は、ともに基礎集団に分類できる。
5. 家族は、アソシエーションに分類される。

【正答】 5

1. 誤り。本質意思はテンニース (Tönnies,F.) の用語でこれに基づく集団は、前近代から見られた家族、村落、中世都市国家などのゲマインシャフトよばれる。コミュニティは、マッキー・バー (MacIver,R.M.) の用語で共同生活が営まれている地域社会を意味する。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P166～167参照）
2. 誤り。第一次集団はクーリー (Cooley,C.H.) の用語で、家族や友人など対面性を基礎とした人々の親密な結びつきのある集団。機能集団は、企業のような特定の目標達成のために人為的に構成された集団のこと。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P166～167参照）
3. 誤り。テンニース (Tönnies,F.) のゲゼルシャフトは、企業や大都市などの近代社会以降の選択意思に基づく機械的集団のこと。封建社会の騎士団は、領主との主従関係で成立する集団なのでゲマインシャフトである。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P166参照）
4. 誤り。基礎集団は自生的に結合する家族のような集団。第二次集団は企業のような非対面的で冷徹な組織を意味する。よってゲマインシャフトは基礎集団といえるが、第二次集団は基礎集団とはいえない。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P166～167参照）
5. 正しい。マッキー・バー (MacIver,R.M.) によれば、コミュニティから派生する機関としてのアソシエーションには家族、仲間、企業などさまざまなものが入る。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P167参照）



生活に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. ライフスタイルは、生活の場における物質、制度、人間などに対する個人の価値観に基づく行為のパターンとされる。
2. ライフサイクルは、人生をパターン化する考え方とは対極の視点に立っている。
3. ライフステージとは、それぞれの人が生活する空間と場所を指す言葉である。
4. ファミリー・ライフサイクルは、貧困調査の中でラウントリー（Rountree,B.S.）が発見した。
5. ライフコースの考え方は、同じコミュニティのなかで生活する人々の人生を記録して、そこに共通した人生の在り方を見出す。

【正答】 4

1. 誤り。ライフスタイルは、個人の生活様式に対する選択制（生活志向）を意味する。とくに消費財に対する個人の選好パターンを指すことが多い。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P94参照）
2. 誤り。ライフサイクルは、学校入学、卒業・就職・結婚・子育て・リタイヤという具合に、多くの人が同じような人生を歩んでいる時代にできた言葉で、人の生涯を平均的なパターンととらえる。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P95参照）
3. 誤り。ライフステージは、少年期、青年期、壮年期、老年期などライフサイクルを区切る用語。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P95参照）
4. 正しい。家族周期（ファミリー・ライフサイクル）に気づいたのはラウントリー（Rountree,B.S.）であった。彼は、ヨークでの貧困調査の中で、ライフサイクルに応じて生活水準が変動することを明らかにした。（『社会福祉士国家試験のためのレビューBOOK2018』メディックメディア（2017年）P456参照）
5. 誤り。ライフコースという言葉は、人々の生活が多様化してきた1970年代以降に多用されるようになった。これはライフサイクルのような段階設定をすることなく、各人の多様な人生、その発展過程を表す。（『新・社会福祉士養成講座③社会理論と社会システム 第3版』中央法規出版（2014年）P167～168参照）

## 社会保障

①

雇用保険の基本手当に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 基本手当は、離職者が勤務していた会社の所在地を管轄する公共職業安定所において失業の認定を受けることにより支給される。
2. 基本手当は、被保険者が重責解雇された場合には支給されない。
3. 被保険者が離職しているという要件さえ満たせば、労働の意思及び能力がなくても、基本手当は支給される。
4. 偽りその他不正の行為で基本手当を受けたり、又は受けようとした場合には、返還を命じた不正受給金額とは別に、直接不正の行為により支給を受けた額の2倍に相当する額以下の金額の納付を命ぜられることとなる。
5. 基本手当の受給期間は、原則として、離職した日の翌日から2年間となっている。

【正答】 4

1. 誤り。勤務していた会社の所在地を管轄する公共職業安定所ではなく離職者の所在地を管轄する公共職業安定所に求職の申し込みをしなければならない。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017）P207参照）
2. 誤り。正当な理由なく自主的に退職した場合と自己の責任による重責解雇（離職者に重大な責任がある解雇＝懲戒解雇）の場合は、待機期間が満了した後、ハローワーク（公共職業安定所）が定める1か月以上3か月の期間（通常3か月が一般的）、失業手当の支給を受けられない。従って、3か月の給付制限が経過すれば基本手当は受給できる。（ハローワークインターネットサービス参照）
3. 誤り。就職できる能力があるにもかかわらず、就職できない状態を雇用保険では失業状態という。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017）P207参照）
4. 正しい。「不正受給」した場合は、結局3倍返しとなる。（ハローワークインターネットサービス参照）
5. 誤り。2年間ではなく原則1年間となっている。（ハローワークインターネットサービス参照）

(2) 我が国の社会保険制度の変遷に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 1941（昭和16）年に、全ての男性労働者を対象とした労働者年金保険法が創設された。
2. 厚生年金保険法は、1944年（昭和19年）に制定されたが、加入対象の労働者も業種や性別を問わず全ての労働者が加入できることとなった。
3. 1985（昭和60）年の年金改正により、基礎年金制度が導入されたが、現行の年金制度と異なり「1階建て」の制度であった。
4. 国民健康保険法は、第二次世界大戦終了後、制定された。
5. 1983（昭和58）年に老人保健法が施行され、70歳以上の高齢者の医療費無料制度が創設された。

【正答】2

1. 誤り。現業部門の男性労働者を対象とした年金保険制度として創設される。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017）P28参照）
2. 正しい。日本においても、社会保障制度の基礎的な枠組みが戦時体制下でできていったが、実際は戦争遂行と深くかかわりをもっていた。納められた保険料が戦時公債などに積立金（当時は積立方式）として利用されるなど、「戦費集め」の口実となった制度であるといえる。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017）P28参照）
3. 誤り。昭和60年の年金改正（昭和61年実施）により、基礎年金制度が導入された。これが現行の年金制度の骨格となっている。1階部分を基礎年金、2階部分を報酬比例部分とする2階建て制度となった。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017）P32参照）
4. 誤り。国民健康保険法は1938（昭和13）年に成立・施行されている。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017）P27参照）
5. 誤り。1973年（昭和48年）は、「福祉元年」と呼ばれ、制度が拡充され老人医療費無料制度の創設（70歳以上高齢者の自己負担無料化）などが成し遂げられた。しかしオイルショックによる不況も始まり、長年にわたって議論されてきた結果、原則70歳以上の医療については老人保健制度によって運営されることとなり、高齢者の自己負担が導入された。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017年）P30、『新・社会福祉士養成講座③高齢者に対する支援と介護保険制度 第3版』中央法規出版（2013年）P79参照）

③

社会保険制度の特徴に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 用語の定義として保険者とは、制度に加入し、保険料を支払い、場合によってはその保険サービスの恩恵を受ける者を意味している。
2. 国民健康保険制度においても、被扶養者という考え方があり、被扶養者になれば、保険料を拠出しなくても、医療サービスを受けることができる。
3. 労災保険では、加入者は労働者ではなく事業主であるから、被保険者という概念はない。
4. 介護保険においては、65歳以上の者は、第2号被保険者となり、介護保険料は年金からの天引きか、市区町村に直接納めることになる。
5. 国民年金第1号被保険者の保険料は、応能保険料負担方式によって決められる。

【正答】3

1. 誤り。保険者とは保険制度を管理運営する者と定義できる。設問の定義は被保険者のものである。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017年）P139, 144, 169参照）
2. 誤り。国民健康保険には被扶養者という概念がなく、家族全員が被保険者で、各々が保険料を負担する。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017年）P143参照）
3. 正しい。制度に加入し、保険料を支払い、場合によってはその保険サービスの恩恵を受ける者というのが被保険者の定義であるから、労災保険には被保険者という概念はない。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017年）P196参照）
4. 誤り。第2号被保険者ではなく、第1号被保険者についての記述である。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017年）P170参照）
5. 誤り。一律の平均保険料方式が採用されている。（『新・社会福祉士養成講座②社会保障 第5版』中央法規出版（2017年）P104参照）

## 権利擁護

① 行政不服申立制度に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 行政不服申立制度とは、司法が行政上の争いを裁く制度である。
2. 不服申立てができる期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である。
3. 行政不服審査会等の諮問機関が、審査庁の裁決の判断のチェックを行う。
4. 行政不服申立の手続は、審査請求と異議申立の二本立てである。
5. 行政不服申立は、誰でも申立することができる。

【正答】 2,3

1. 誤り。行政事件訴訟は司法が行政上の争いを裁くのに対し、行政不服申立制度は行政が裁く制度であるところに特徴がある。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P40参照）
2. 正しい。行政不服審査法第18条に「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない」と規定している。なお、本請求期間は、平成28年4月1日に施行された改正行政不服審査法によって、60日から3か月に変更されている。『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P42には、「60日以内」と記載されているので、注意が必要である。  
(参考：「新たな行政不服審査法がスタートしました！！」，総務省行政管理局[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000406934.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000406934.pdf))
3. 正しい。審理の公正性・透明性を高めるため、処分に関与しない職員（審理員）が、不服申立て（審査請求）の審理手続を行うとともに、裁決の客観性・公正性を高めるため、有識者から成る第三者機関が審査庁（大臣や地方公共団体の長等）の判断をチェックする仕組みが導入された。（「行政不服審査法」第43条）。なお本規定は、平成28年4月1日に施行された改正行政不服審査法によって新設された規定である。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年））等には記載がないものがあるため注意が必要である。（参考：「新たな行政不服審査法がスタートしました！！」，総務省行政管理局[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000406934.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000406934.pdf)）
4. 誤り。平成29年4月1日に施行された改正行政不服審査法によって、異議申立の手続は廃止され、審査請求に一元化されている。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年））等には、異議申立についての記載があるものがあるため注意が必要である。（参考：政府広報オンライン，<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201605/1.html>）
5. 誤り。条文上の制限はないが、「不服申立ての利益のある者」にしか申立ては認められないと解釈されている。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P41参照）

(2) 親権に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 嫡出子、非嫡出子共に原則として、父母の共同親権となる。
2. 嫡出子については、父母の協議上の離婚後は原則として、母の単独親権となる。
3. 「居所の指定」は、親権の内容に含まれない。
4. 社会福祉法人やNPO法人は、未成年後見人となることはできない。
5. 2011（平成23）年に民法の親権規定の一部が改正され、親権の一時停止制度が導入された。

【正答】 5

1. 誤り。嫡出子については、婚姻中の父母の共同親権となるが、非嫡出子に関しては、原則として母の単独親権となる。ただし、父が非嫡出子を認知したうえで、父母の協議で父を親権者に決定した場合は、例外として父の単独親権となる。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2017年）P67参照）
2. 誤り。「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない」と規定しており、父または母の単独親権となるが、母に決まっているわけではない。また、例えば父を親権者、母を監護者とすることも可能である。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2017年）P67参照）
3. 誤り。親権の内容には、①監護・教育、②居所の指定、③懲戒、④職業許可、⑤財産の管理と代理の権限が含まれる（民法第820～824条）。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2017年）P67参照）
4. 誤り。2011年（平成23年）の民法の親権規定の一部が改正され、未成年後見人は、一人とする第824条を削除し、祖父母やおじおばなどのように複数の未成年後見人が許容されることとなった。また、社会福祉法人やNPO法人など法人の未成年後見人も許容されることとなった。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2017年）P171参照）
5. 正しい。深刻な児童虐待に対応するため民法が改正され（2011（平成23）年6月3日公布、2012（平成24）年4月1日施行）により、親権の一時停止制度（親権の行使が困難または不適当なため子どもの利益を害する場合、2年以内の親権停止）が導入された。他に、親権喪失制度の要件の明確化、親権喪失または親権停止の請求者の追加、懲戒権の制限が行われた。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2017年）P68参照）

③ 公証人に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 公証人は、厚生労働大臣によって任命される。
2. 公証人は、当事者の嘱託を受けて公正証書を作成し、私文書に認証を与えるなどの職務を行う公務員である。
3. 公証人は、嘱託人の自宅や病院に出張し公正証書の作成を行うのが原則である。
4. 公正証書の作成は、無料である。
5. 公証人は、その業務の公正性から嘱託人からの依頼を断ってはならない。

【正答】 2

1. 誤り。公証人は、法務大臣によって任命され、当事者の嘱託を受けて、債務弁済、賃貸借、離婚給付、任意後見などの契約や遺言の公正証書を作成し、会社設立の定款など私文書に認証を与えるなどの職務を行う。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P182参照）
2. 正しい。公証人は、法務大臣によって任命され、当事者の嘱託を受けて、債務弁済、賃貸借、離婚給付、任意後見などの契約や遺言の公正証書を作成し、会社設立の定款など私文書に認証を与えるなどの職務を行う公務員である。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P182参照）
3. 誤り。公正証書の作成は、公証役場で行うのが原則である。作成を嘱託する者は、住所等に関係なく全国のどの役場に出向いてもよいが、公証人が嘱託人の自宅や病院に出張できるのは所属する公証役場所在地の都道府県内に限られる。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P182参照）
4. 誤り。公正証書を作成すると、嘱託人は作成手数料を支払わなければならない。その額は公証人手数料令により定められている。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P182参照）
5. 誤り。公証人法第3条に「公証人ハ正当ノ理由アルニ非サレハ嘱託ヲ拒ムコトヲ得ス」とあり、正当な理由がない限り嘱託を拒絶してはならないとされている。つまり、正当な理由がある場合は、嘱託の拒絶ができる。（『新・社会福祉士養成講座⑩権利擁護と成年後見制度 第4版』中央法規出版（2015年）P182参照）

(刑事司法)

① 生活環境の調整に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 生活環境の調整は、刑事施設等の被収容者については、法定期間経過後に行われる。
2. 生活環境の調整は、矯正施設を管轄する地方更生保護委員会から、本人に関する身上調査書が帰住予定地の保護観察所に送付され開始される。
3. 引受人の帰住地を管轄する地方更生保護委員会は、必要な調査を保護観察官又は保護司に行わせる。
4. 刑事施設に収容されている者などの仮釈放を許す前提として、帰住地と引受人の確保を前提とした生活環境の調整が行われる。
5. 高齢・障害により自立が困難な受刑者に対しては、特別調整を行い帰住予定地の地域包括支援センターに協力依頼し受入先等の調整を行う。

【正答】 4

1. 誤り。生活環境の調整は、対象者が施設に収容された早い段階から開始される。帰住予定地の引受人は、基本的には本人の申告による。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P37参照）
2. 誤り。刑事施設等より身上調査書が、帰住予定地を管轄する保護観察所に通知される。保護観察所の長は、施設から身上調査書の送付を受け、「その者の家族その他関係人を訪問して協力を求める」などして調整を行う。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P37参照）
3. 誤り。収容中の者に対する生活環境の調整は、引受人の帰住地を管轄する保護観察所で保護観察と同じく保護観察官又は保護司が行い、保護観察官は調整の計画を作成する。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P38参照）
4. 正しい。帰住地と引受人確保を中心とした生活環境の調整が必要となる。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P38参照）
5. 誤り。特別調整は、釈放後速やかに、適切な介護・医療等の福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等）を受けることができるようにして、その再犯を防止するため、保護観察所は矯正施設所在地の都道府県の地域生活定着支援センターに協力依頼をして、受入れ先等の調整を行う。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P40参照）



更生緊急保護に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 身柄釈放時には、その者に対して「更生緊急保護制度及び手続」について教示することが規定されている。
2. 保護の対象となる者の申出があった場合、保護観察官がその必要性を認めた時に限り行う。
3. 保護の対象となるのは、刑の執行猶予の言渡しを受け、裁判が確定した者であって、保護観察に付されなかった者は該当しない。
4. 保護の対象となるのは、刑事施設からの満期釈放者が対象であり、仮釈放者や不定期刑終了者等は該当しない。
5. 保護を受ける期間は、釈放後1年間である。

【正答】 1

1. 正しい。検察官、刑事施設の長又は少年院の長は、更生保護法第85条（更生緊急保護）第1項に掲げる者に刑事上の手続き又は保護処分による保護を解く場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、更生緊急保護の制度及び申出の手続きについて教示しなければならない（更生保護法第86条（更生緊急保護の開始等）第2項）。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P48参照）
2. 誤り。保護観察所の長である。規則第120条（更生緊急保護の措置の選定等）第1項において、保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があると認めるときは、とるべき保護を選定するものと規定している。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P48参照）
3. 誤り。該当する。更生保護法第85条（更生緊急保護）第1項第4号 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者とされている。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P43参照）
4. 誤り。該当する。刑事施設を満期釈放された者をはじめ、仮釈放期間を終了した者及び刑の執行を受け終わったものとされた者も該当する。
  - ・更生保護法第44条（刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了）第1項
  - ・更生保護法第78条（仮釈放者の不定期刑の終了）第1項（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P43参照）
5. 誤り。対象となる者が刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた日の翌日を起算日として、原則として6か月を超えない範囲内である。ただし、特に必要があると認められるときはさらに6か月を超えない範囲において行うことができる（更生保護法第85条第4項）。（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度 第4版』中央法規出版（2017年）P44参照）

(3)

仮釈放及び保護観察に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 仮釈放等の許否を判断する機関は、受刑者が収容されている刑務所の長である。
2. 仮釈放を許された者は、仮釈放期間中は、更生保護施設に入所し社会復帰のための訓練を受ける。
3. 仮釈放は、無期刑の言渡しを受けた者は対象とならない。
4. 保護観察対象者に対して、就労は社会参加の上でも重要な要件であり、平成18年度より厚生労働省と連携して、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が開始された。
5. 保護観察対象者が保護観察中に遵守しなければならないものに、一般遵守事項と特別遵守事項があるが、特別遵守事項は、変更や取り消しを行うことはできない。

【正答】 4

1. 誤り。仮釈放の許否の判断は、法務省の地方支分部局である「地方更生保護委員会」で行う。全国8カ所に設置されている。（松本勝編著『更生保護入門 第4版』成文堂（2015年）P40参照）
2. 誤り。仮釈放対象者すべてが更生保護施設に入所することはない。更生保護施設は、2015年1月1日現在、各都道府県に設置され、全国で103施設ある。更生保護施設は、刑事施設等から釈放された人や、保護観察対象者で頼るべき人がいないなどの理由により、直ちに自立することが困難な人に對し一定期間宿泊や食事の提供、就職指導や社会適応のための生活指導などを行っている。（松本勝編著『更生保護入門 第4版』成文堂（2015年）P142参照）
3. 誤り。無期刑も仮釈放の対象となる。懲役又は禁錮の受刑者について、刑法第28条（仮釈放）では、「有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる」と規定されている。少年の場合、懲役又は禁錮の言渡しを受けた者の仮釈放は無期刑の言渡しを受けた者については7年と規定されている（少年法第58条 仮釈放）。（松本勝編著『更生保護入門 第4版』成文堂（2015年）P41参照）
4. 正しい。2006（平成18）年度より法務省と厚生労働省が連携し、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施している。統計によると、無職の仮釈放者の保護観察終了時における再犯率は有職の仮釈放者の再犯率の約5倍に上るとされている。このような状況を考えると、刑務所出所者等の就労の確保は、彼らの改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要な事項である。（松本勝編著『更生保護入門 第4版』成文堂（2015年）P62参照）
5. 誤り。特別遵守事項（法第51条）において、保護観察対象者の改善更生に必要と認められる範囲において定められている。第2項では、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置を取ることができると定めている。また第52条（特別遵守事項の設定及び変更）において、対象者の状況に応じて、新たに設定したり（例：社会貢献活動を2015（平成27）年6月より実施、保護観察対象者の一部に義務付けられた。）変更することも可能で、必要がなくなった場合は取消すこともできる（法第53条 特別遵守事項の取消）。（松本勝編著『更生保護入門 第4版』成文堂（2015年）P70～71参照）

① 高齢者福祉

介護保険制度における各組織・団体等の役割に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 介護認定の結果や保険料の決定などに不服がある場合は、都道府県に設置される介護認定審査会に審査請求を行うことができる。
2. 介護保険審査会は、保険者である市町村に設置され、複数の市町村で共同設置することも可能である。
3. 市町村長は、介護サービス情報の公表制度に基づき、介護サービス事業所から報告された内容について公表を行う。
4. 市町村は、介護保険財政の安定化を図るため、財政安定化基金を設置する。
5. 国民健康保険団体連合会は、市町村の委託を受けて介護サービス費等の請求に関する審査及び支払いを行う他、介護サービス等の質の向上に関する調査等を行う。

【正答】 5

1. 誤り。介護認定審査会は、市町村に設置される。介護保険審査会は都道府県に設置される。なお、審査請求は認定があったことを知った日の翌日から3か月以内に行う必要がある。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第5版』中央法規出版（2016年）P161参照）
2. 誤り。これは、介護認定審査会の説明文である。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第5版』中央法規出版P160参照）
3. 誤り。介護サービス事業者は介護サービス情報を都道府県知事に報告する。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第5版』中央法規出版（2016年）P181参照）
4. 誤り。都道府県が設置し、保険料未納により収入不足が生じた場合に、市町村に交付金を交付したり給付費の増大のために收支不均衡が生じた場合に資金を貸与したりするなどの事業を行うことができる。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第5版』中央法規出版（2016年）P140参照）
5. 正しい。国民健康保険団体連合会は、国民健康保険の保険者からの委託を受けて、国民健康保険に関わる審査請求業務を本来事務として行っている組織である。しかし、介護保険制度においては、保険者である市町村からの委託を受けて、選択肢に示した役割を果たす他にも、指定居宅サービス等の事業や介護保険施設の運営などもできる。（『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 第5版』中央法規出版（2016年）P183, P222, 223参照）

②

地域ケア会議に関する以下の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 2015（平成27）年の介護保険法改正により、市町村による地域ケア会議を開催することが義務付けられた。
2. 地域ケア会議の目的は、総合的な援助方針とニーズ・支援目標・支援内容等の検討、合意と共有、そして役割分担の確認を行うことがある。
3. 地域ケア会議には、「個別課題解決機能」、「地域包括支援ネットワーク構築機能」、「地域課題発見機能」、「地域づくり・資源開発機能」、「政策形成機能」の機能を有する。
4. 地域ケア会議に参加する構成員として、守秘義務の観点から自治会やボランティア等の地域の支援者は含まれない。
5. 地域ケア会議における個人情報の提供内容及び共有範囲等については、本人・家族の同意を得ることが大前提であるが、本人の利益を守ることが優先される場合はその限りではない。

【正答】 3;5

1. 誤り。2015（平成27）年の介護保険改正にて、市町村が包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のため「地域ケア会議」を置くよう法律に明記された。介護保険法第115条の48において、地域ケア会議について以下の通り「市町村は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならない」とあり法的には努力義務規定である。（介護保険法 第115条48参照）
2. 誤り。設問は、サービス担当者会議についての説明である。地域ケア会議の目的は、個別ケースの支援内容の検討を通じ、①地域の介護支援専門員に対する法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握等があげられる。（「地域ケア会議運営マニュアル」P21一般財団法人 長寿社会開発センター 2013（平成25年）3月 <http://www.nenrin.or.jp/regional/pdf/manual/kaigimanual00.pdf> 参照）
3. 正しい。地域ケア会議は主に5つの機能を有する。個別ケースの支援内容の検討を通じて、主に個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能が発揮される。また、地域の実情に応じて必要と認められるものとして、地域づくり・資源開発機能や政策形成機能が発揮されると考えられる。（「地域ケア会議運営マニュアル」P22一般財団法人 長寿社会開発センター 2013（平成25年）3月 <http://www.nenrin.or.jp/regional/pdf/manual/kaigimanual00.pdf> 参照）
4. 誤り。個別ケースの検討を行う地域ケア会議では、会議の目的を達成するのに最も適切だと考えられる参加者を選出する。具体的には、ケースの当事者や家族、主催者（市町村や地域包括支援センター）、事例提供者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織などであり、フォーマルに限定されたものではない。（「地域ケア会議運営マニュアル」P22一般財団法人 長寿社会開発センター 2013（平成25年）3月 <http://www.nenrin.or.jp/regional/pdf/manual/kaigimanual00.pdf> 参照）
5. 正しい。地域ケア会議では、個人情報を含んだ個別ケースを扱う場面が数多く存在し、取り扱いには本人の同意、情報の取り扱いに関する注意が求められる。しかし、本人の同意が無くとも、収集した目的の範囲を超えて外部に提供できる場合というのが以下の3点である。①法令の定めがある場合（高齢者虐待に関しては、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、発見者には通報義務が課されている）、②本人の利益を守ることが優先される場合（緊急時）、③個別の条例による場合（市町村の個人情報保護条例の中に、第三者提供が可能な場合。具体的には災害時の要援護者支援や、認知症高齢、一人暮らし高齢者等の支援など）。（「地域ケア会議運営マニュアル」P47, 48一般財団法人 長寿社会開発センター 2013（平成25年）3月 <http://www.nenrin.or.jp/regional/pdf/manual/kaigimanual00.pdf> 参照）

(3)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」と称す）に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 2006年に制定された高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）は、虐待の防止とともに、高齢者の養護者に対する支援をも視野に入れたものとなっている。
2. 2006年に制定された高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を養護者による虐待とのみ規定している。
3. 都道府県知事は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができると規定している。
4. 高齢者虐待防止法では、要介護施設の長に対し、虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を探るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものと規定している。
5. 養護者による虐待を受けた高齢者について老人福祉法に基づく措置が採られ、当該高齢者を要介護施設へ入所させることができる。その場合、養護者から当該高齢者との面接の要求があったときに、介護施設の長は、市町村長に報告の上、養護者と当該高齢者の面接を制限することができる。

【正答】：1

1. 正しい。高齢者虐待防止法第1条（目的）では、「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」と規定されている。
2. 誤り。高齢者虐待の防止法第2条第3項では、「この法律において、『高齢者虐待』とは、養護者による高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。」と規定している。
3. 誤り。この選択肢は高齢者虐待の防止法第11条第1項の条文であるが、この条文は、「都道府県知事」ではなく、「市町村長」と規定されている。
4. 誤り。居室の確保に関しては、高齢者虐待の防止法第10条に規定されているが、この法律では要介護施設の長ではなく、市町村に居室の確保の役割を求めている。
5. 誤り。高齢者虐待の防止法第13条においては、「要介護施設の長は面会を制限することができる」と規定されているが、その中で「市町村長に報告」とは、規定されていない。

## 組織と経営

(1) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 評議員会の議決により、実施しないと定めることも可能である。
2. 繼続的に行われる取組みであることが要件となっている。
3. 「無料または低額な料金で提供される福祉サービスであること」が要件の1つとなっている。
4. ほかの事業主体の多くが既に実施している。
5. 一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援を「地域における公益的な取組み」として実施できる。

1. 誤り。2016(平成28)年の社会福祉法の改正による社会福祉法人制度改革において、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組み」を実施する義務が課されている。(『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版(2017年) P37参照)
2. 誤り。「地域における公益的な取組み」は、継続的に行われるものではない取組みも含まれる。(『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版(2017年) P37参照)
3. 正しい。他にも、「社会福祉事業または公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること」と「日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること」といった要件がある。(『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版(2017年) P37参照)
4. 誤り。社会福祉法人は、ほかの事業主体では困難な福祉ニーズに対応するという本来の役割を果たすために、「地域における公益的な取組み」を実施する義務が課されている。(『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版(2017年) P37参照)
5. 誤り。一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことができるものであるが、「地域における公益的な取組み」には該当しない。(『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版(2017年) P37~38参照)

(2) 福祉サービスの財務管理に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 資金収支計算書において、イニシャルコストとして支出されたものは「減価償却費」として現れる。
2. ランニングコストに伴う資金の流れは、事業活動計算書にしか現れない。
3. 社会福祉法人は公益性が高い非営利法人であるため、財務管理を考える際には収支差額の管理を考慮する必要はない。
4. 社会福祉法人の財務規律の強化として、「適正かつ公正な支出管理」、「余裕財産の明確化」、「福祉サービスへの再投下」の3点が挙げられる。
5. 貸借対照表は、右側が財産の中身、左側がその財産を形成するために用いた財源がそれぞれ記されている。

【正答】4

1. 誤り。資金収支計算書ではなく、「事業活動計算書」である。事業活動計算書では、会計年度におけるイニシャルコストに伴う資金の流入出額のうち、支出された額をその使用期間（耐用年数）にわたって期間配分した額が、減価償却費として現れる。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P227参照）
2. 誤り。事業活動計算書にも、「資金収支計算書」にも現れる。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P226参照）
3. 誤り。収支差額の管理と非営利性との関係性を考えることが重要である。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P224参照）
4. 正しい。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P241参照）
5. 誤り。左側には「借方」、つまり財産の中身が、右側には「貸方」、つまり財産を形成するために用いた財源がそれぞれ記されている。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版（2017年）P246参照）

(3)

福祉サービス提供組織における人材の養成と確保に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 新人材確保指針によると「労働環境の整備の推進」や「キャリアアップの仕組みの構築」などを、人材確保の方策としている。
2. 目標管理とは、各部門の責任者が、部門の方針・計画・目標・部下の業務目標を設定しその目標に対してどこまで達成されたかを評価する制度である。
3. 「新人材確保指針」によると、社会福祉事業従事者のうち非常勤職員の占める割合は近年減少している。
4. 360度評価（多面評価制度）は、上司と部下が仕事の内容や年度目標、業務の進行状況等について多面的に面接を行い、話し合う制度である。
5. 自己申告制度とは、ハロー効果や寛大化傾向のような人事考課のエラーを排除するために、考課者自身の性格などを分析し申告する制度である。

【正答】1

1. 正しい。1993（平成5）年の「人材確保指針」（社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針-平成5年厚生省告示第116号）は、2007（平成19）年に14年振りに見直しが行われ、「新人材確保指針」が告示された。「新人材確保指針」の第3に「人材確保の方策」として、1労働環境の整備の推進等、2キャリアアップの仕組みの構築、3福祉・介護サービスの周知・理解、4潜在的有資格者等の参入の促進等、5多様な人材の参入・参画の促進、をあげているので正しい。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版P206参照）
2. 誤り。目標管理制度とは、経営管理者が組織全体の目標・方針を示し、部門の責任者がそれを達成するための部門としての具体的な達成目標と方針を設定し、職員は自分の職務についてその実現への努力、成果の目標を定め、自己評価を通して動機付けを図る制度であるので誤りである。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版P197参照）
3. 誤り。非常勤職員の占める割合は、増加傾向にあるので誤りである。「新人材確保指針」では、就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、さらには従事者の定着の促進を図るための「労働環境の整備の推進」を人材確保の方策として掲げている。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版P181,P206参照）
4. 誤り。選択肢の記述は、目標管理制度の説明であるので誤りである。360度評価（多面評価）とは、上司同僚や部下など複数の評価者によって実施する人事考課である。複数の視点により異なる角度から評価することで、評価の公平性・客観性を確保することを目的としている。目標管理制度においては、上司と部下が仕事の内容や年度目標、業務の進行状況等について面接を通して評価される。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版P199参照）
5. 誤り。自己申告制度とは、職員に個人的な事情や希望を自己申告してもらい、それを考慮して配置やキャリア形成を行うことによって、職員の事情と組織の人事政策との調和を図るものであるので誤りである。（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営 第5版』中央法規出版P186参照）